

市川市文書に係る寄贈の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市特定歴史公文書等の利用等に関する規程（令和2年訓令第7号。以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、法人その他の団体（市を除く。）又は個人（以下「法人等」という。）が保有する文書の寄贈の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、市川市公文書等の管理に関する条例（令和2年条例第4号）の例による。

(寄贈をすることができる文書)

第3条 規程第5条第1項に規定する歴史公文書等に該当する文書として、本市に寄贈をすることができる文書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の重要な意思決定に関わった市長等の理念や行動を確認することができる重要な情報が記録されたもの
- (2) 市が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- (3) 市の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸するおそれが極めて高いもの

(寄贈申出書の提出)

第4条 規程第5条第1項の規定による申出は、市川市文書寄贈申出書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、寄贈の申出をするもの（以下「申出者」という。）は、市川市公文書等の管理に関する条例第13条第4項の規定により市長が公表する特定歴史公文書等の目録に申出者の名称又は氏名を掲載することを希望する旨を申し出ることができる。

(受入れの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申出書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、受入れの諾否を決定し、市川市文書受入諾否決定通知書

(様式第2号)により、申出者に通知するものとする。

(文書の寄贈)

第6条 前条第1項の規定により文書の受入れを承諾する旨の決定を受けたもの(以下「寄贈者」という。)は、市長が指定する場所において、当該決定に係る文書(以下「受入決定文書」という。)を市長に引き渡すものとする。

2 市長は、前項の規定により審査をする場合においては、寄贈の申出に係る文書の利用が著作権法(昭和45年法律第48号)により支障がないかどうか確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受入決定文書の引渡しを受けたときは、市川市寄贈文書受領書(様式第3号)を寄贈者に交付するものとする。

(財産権の帰属)

第7条 受入決定文書は、前条第1項の規定により引渡しを受けた時に市に帰属するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

市川市長

〔寄贈者〕

住所

氏名

印

（法人の場合は名称及び代表者）

市川市文書寄贈申出書

下記のとおり、市川市に寄贈いたします。

記

1. 寄贈文書

点（別紙）

2. 特約事項

- (1) 寄贈文書の利用に際しては、市川市において、以下の情報について利用制限を行うこと（寄贈者本人が利用する場合を除く。）。

〔利用制限内容及びその期間〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

- (2) 寄贈する資料に含まれる著作物等の取扱いについて、以下の留保事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、出版権（複製権者の承諾を得た文書に限る。）及び著作隣接権を譲渡する。また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

〔著作権等の譲渡を留保する内容及びその期間並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市文書受入諾否決定通知書

下記の文書について、市川市寄贈文書として（受け入れること・受け入れないこと）を決定いたします。

記

1. 寄贈文書

点（別紙）

2. 受入れに関する条件

様式第3号（第6条関係）

市川市寄贈文書受領書

様

このたびは、（別紙）を市川市に御寄贈いただき、ありがとうございました。

今後は、この貴重な文書を、市川市公文書等の管理に関する条例（令和2年条例第4号）の趣旨にのっとり、市川市において永久に保存し、活用させていただきます。

なお、市川市では、寄贈者が当該寄贈文書について利用する場合には、寄贈申出書「2. 特約事項」（1）及び（2）に記載する利用制限は行わないこととしておりますので、御承知おきください。

年 月 日

市川市

代表者 市長

印

